

# 上京区 笹屋町一丁目景観まちづくり協議会

## ～意見交換の概要～

### 1. 意見交換の対象となる範囲

京都市上京区笹屋町一丁目の全域

### 2. 意見交換の対象となる行為

- ① 景観法及び京都市市街地景観整備条例に基づく認定の申請又は通知が必要な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 京都市屋外広告物等に関する条例に基づく許可の申請や届出が必要な屋外広告物の表示、設置、変更、特定屋内広告物の表示



### 3. 意見交換の方法

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>STEP 1<br/>協議会への<br/>連絡</p>  | <p><b>なるべく早く、建築主や事業主等から協議会へ連絡してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>意見交換は複数回実施することがあります。余裕を持ったスケジュールを組んでください。</li><li>協議会の連絡先及び連絡方法は、京都市景観政策課にお尋ねください。</li><li>協議会から、意見交換の方法や必要書類、協議会のまちづくりの方針、取り組みなどをお伝えします。</li></ul> |
| <p>STEP 2<br/>意見交換</p>          | <ul style="list-style-type: none"><li>建築主や事業主からどのような建物を建築するか、どのような屋外広告物を設置するかについて説明していただきます。</li><li>景観まちづくり計画書を参考に、計画内容が笹屋町一丁目の歴史的・文化的特質と町内会式目で謳っている地域住環境の保全・継承・創造にふさわしい景観につながるよう意見交換を行います。</li></ul>                                 |
| <p>STEP 3<br/>意見交換の<br/>終了後</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>意見交換の内容を踏まえて、より笹屋町一丁目界わいにふさわしい計画に向けて、検討をお願いします。</li><li>協議会との意見交換の結果をまとめた報告書を、景観に関する手続きの際、京都市景観政策課及び協議会にも提出してください。</li></ul>   |

## 4. 地域が目指す姿

### (1) 町内会式目

歴史と伝統を持ち長年にわたり住民の『顔の見える関係』を営々として維持してきた先人たちの営みに誇りを持つとともに、将来にわたってこの地域の『宝』を維持・発展させる想いを込めて、平成31(2019)年2月17日に『町内会式目』を定めました。

1. 私たちは、社会生活の秩序とルールを尊重し、職住共存のまち「西陣」の一角としての歴史と文化を保全・創造します。
2. 私たちは、町家（ちょういえ）と地蔵を中心としたまち並みと景観を保全・創造します。
3. 私たちは、子どもから高齢者までが笑顔で支え合うまちを保全・創造します。
4. 私たちは、町内の住環境に影響を及ぼすと思われる行為には、あらかじめ町内の合意を要することをルールとして尊重し、住み続け・住み継がれるまちを保全・創造します。」

### (2) まちなみの保全・創造の考え方 — 景観配慮事項 —

- ・ 町家（ちょういえ）を中心とした歴史的・文化的な景観を保全・創造する努力を継続する。
- ・ 地縁団体としての町内会と全町内会員の共同所有（現代総有）の町家（ちょういえ）を中心とした、地蔵盆に象徴される伝統的な文化を保全・創造する努力を継続する。
- ・ 小規模な町内会・地域景観づくり協議会の特性を活かした“顔の見える関係”—支え・支え合える関係—を大切にした、清潔で明るく住み続け・住み継がれるまちづくりを保全・創造する。
- ・ 構成員の意見を大切にする気風を保全・創造する。



町家に掲げられた町内会式目駒札

ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000285611.html>)



問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 TEL 075-222-3397